

ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 ふれあい収集(以下「事業」という。)は、家庭で排出されるごみを自らごみ集積場所まで持ち出すことが困難な単身、及び高齢者や障害者のいる世帯で、支援が必要な場合に、戸別にごみの収集を行い、日常生活上の見守りを含むサポート等を行うことによって、高齢者及び障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要介護認定において要介護度2以上に該当すると認められた者。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級に該当する者。
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、かつ、知的障害の程度がAに該当する者。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級に該当する者。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者。

2 前項の規定にかかわらず、事業を利用することができる者(以下「対象者」という。)自ら又は家族等がごみを持ち出すことができると認められるとき、又は対象者が施設等に入所しているときは、事業を利用することができない。

(サービスの種類)

第3条 事業により提供するサービス(以下「サービス」という。)は家庭から排出される可燃ごみ・資源ごみ及び粗大ごみのうち希望するものの収集とする。

(申込み等)

第4条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は第1項の規定による申込みがあった場合は、その適否を審査し、その結果を当該申込みを行った者に通知するとともに、適当と認めた者について利用者台帳に、氏名、住所その他必要な事項を登載し、その情報は、市高齢障害介護課及び利用者台帳に記載された者のその他の見守りサービスを実施するものと共有するものとする。
- 3 市長は、前項の審査を行うに当たっては、面接等の方法により対象者の状況や個別の事情等の調査をおこなうものとする。

(利用の申出)

第5条 前条第2項の規定により利用者台帳に登載された者(以下「利用者」という。)は、サービスを利用とするときは、市長にその旨を申し出るものとする。

2 利用者は、サービスの利用を変更し、又は休止するときは、市長にその旨を申し出るものとする。

(利用者台帳の抹消)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者台帳の登載を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 疾病又は負傷のため入院加療を必要とするとき、その他事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 虚偽の申込み、その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、事業の利用に支障があると認めるとき。

(届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 世帯の構成に変更があったとき。
- (3) 事業を利用する必要がなくなったとき。

(守秘義務)

第8条 この事業に係る職員、及びその他関係人、又はこれらの職にあたった者は、正当な理由なしに、その業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。